

鉄計積第 130829002 号

平成 25 年 8 月 29 日

改正 平成 28. 2. 26 鉄計積第 160224002 号

改正 平成 30. 10. 4 技積第 180921002 号

改正 平成 30. 12. 26 技積第 181226001 号

改正 令和 2. 8. 28 技積第 200827001 号

改正 令和 4. 3. 22 技積第 220318018 号

工事請負契約設計変更ガイドライン

令和 4 年 3 月

鉄道・運輸機構

工事請負契約設計変更ガイドライン

目次

1. ガイドライン策定の背景	1
2. 設計変更手続の基本フロー	2
3. 設計変更が不可能なケース	3
4. 設計変更が可能なケース	4
(1) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に該当する場合	4
1) 図面、示方書又は仕様書、内容説明書及び内容説明に対する質問回答書が一致しない（第 18 条第 1 項第 1 号）	4
2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある（第 18 条第 1 項第 2 号）	5
3) 設計図書の表示が明確でない（第 18 条第 1 項第 3 号）	6
4) 設計図書に明示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない（第 18 条第 1 項第 4 号）	6
5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状況が生じた（第 18 条第 1 項第 5 号）	7
(2) 工事請負契約書第 19 条（設計図書の変更）により、発注者が設計図書の変更を必要と認めた場合	8
(3) 工事請負契約書第 20 条（工事の中止）により発注者が工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合	9
(4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの	10
(5) 工事請負契約書第 22 条（受注者の請求による工期の延長）により工期を延長する場合	12
(6) 工事請負契約書第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）により工期を短縮する場合	13
5. 入札時積算数量書活用方式による数量変更及び請負代金額の変更	14
(1) 入札時積算数量書の取扱い	14
(2) 積算数量に関する協議	14
(3) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算	14
(4) 設計変更における積算数量書の提示等	14
6. 関連事項	15
(1) 設計変更の留意点	15
(2) 工事変更指示書の概算変更金額記載について	15
(3) 指定・任意の正しい運用	16
(4) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	18
(5) ガイドラインの契約図書への位置づけ	18
(6) 設計変更打合せ簿の作成、運用の徹底	19

[参 考 資 料]

○工事請負契約書（抜粋）	1
○設計変更に関する判断事例	5
○設計変更手続の基本フロー及び協議の流れ	37
○設計変更時の受発注者間の事前協議	38
○受発注者間の事前協議を実施する場合の注意点	38
○設計変更打合せ協議簿 記載例	40

1. ガイドライン策定の背景

鉄道・運輸機構における工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産するという特殊性を有していることから、当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

したがって、発注者は、設計・積算にあたって、土木工事では平成 22 年 7 月 16 日付け通知「施工条件の明示について」に記載されている工事内容に関する項目について条件明示すること、土木工事以外については可能な限り施工条件を設計図書に明示することが必要であり、受注者は、工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と協議し工事を進めることが重要である。

しかし、設計変更において発生している課題として、設計図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更を行うこととなるが、任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確となっている事項については、設計変更の対応が問題となっているケースがある。

このため、発注者及び受注者が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要があり、共通の目安となる「工事請負契約設計変更ガイドライン」の策定により、設計変更業務の改善を図り、より一層の円滑な工事の執行を目指すことを目的とするものである。

なお、改正品確法に掲げる発注者の責務を契約手続きの中でより明確にするため、「工事請負契約設計変更ガイドライン」等を契約図書の一部として位置づける。

2. 設計変更手続の基本フロー

- (1) 図面、示方書又は仕様書、内容説明書及び内容説明に対する質問回答書が一致しないこと
 (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
 【工事請負契約書第 18 条第 1 項】

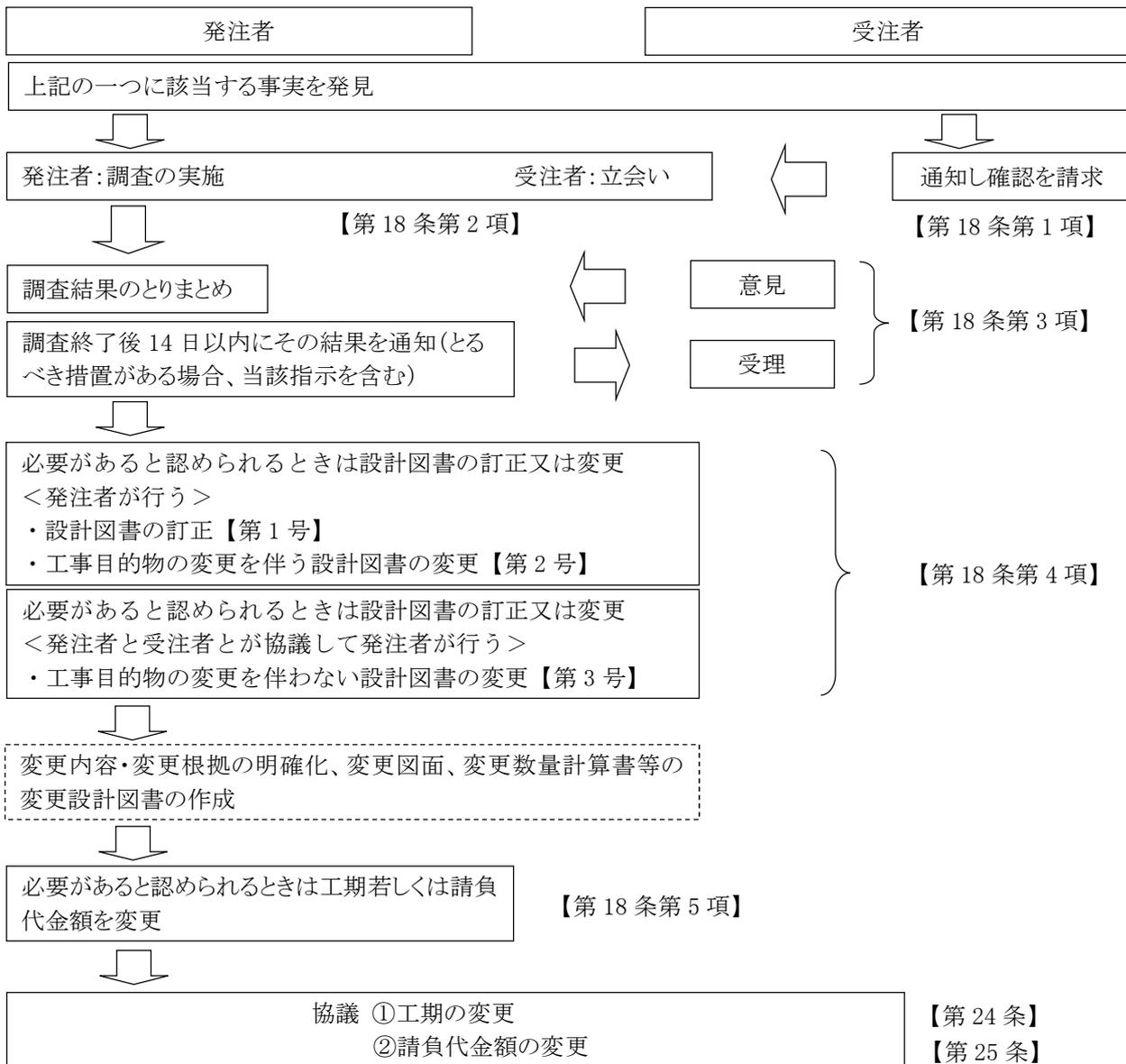


図-1 設計変更手続の基本フロー

3. 設計変更が不可能なケース

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

(1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

→対応例：受注者は工事請負契約書 18 条第 1 項各号に該当する事実等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により発注者に提出し、確認を求める。

(2) 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合

→対応例：協議の回答は工事請負契約書 18 条第 1 項により調査の終了後 14 日以内としているが、協議の内容によっては、発注者側で各種検討・調整等を行い回答までに期間を要する場合もあるため、受注者は事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行う。

(3) 「承諾」で施工した場合

→対応例：承諾とは、受注者が自らの都合による施工方法等について発注者の同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致、条件明示のない事項等については、発注者と協議をする必要があり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

(4) 工事請負契約書、示方書又は仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約書第 18 条～25 条）

→対応例：発注者及び受注者は工事請負契約書、示方書又は仕様書に定められている手続きを行う。

(5) 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議）の場合

→対応例：発注者は速やかに書面による指示・協議（工事内容変更）を行う。受注者は書面による指示・協議（工事内容変更）を得るまでは施工しない。

(6) 総合評価方式において採用された技術提案の変更をしようとする場合

→対応例：総合評価方式において採用された技術提案は、落札者の決定要素として重要なものであり、契約締結により受注者が履行義務を負うことから設計変更の対象とはならない。

※工事請負契約書第 27 条（臨機の処置）については別途考慮する。

承諾：受注者からの都合により施工方法等について監督員に同意を得るもの

⇨ 設計変更不可

協議：発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの

⇨ 設計変更可能

4. 設計変更が可能なケース

【基本事項】

- ◆ 次のような場合においては設計変更が可能である。
 - ・ 工事施工箇所において、当初発注時点で予期しえない地質、湧水等が確認され、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。
 - ・ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責めによらず、工事着手できない場合。
 - ・ 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」による場合。
（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
 - ・ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
 - ・ 受注者の責めによらない工期の延伸・短縮を行う場合で協議により必要があると認められる場合。

【留意事項】

- ◆ 設計変更にあたっては、次の事項に留意し受注者へ指示する。
 - ・ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
 - ・ 変更の必要性を明確にし、設計変更等の協議は契約書第 19 条に基づき書面で行う。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）
 - ・ 設計変更に伴う契約変更手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
 - ・ 設計変更に先立ち、工事内容変更を行う場合は、工事変更指示書に概算変更金額等の記載を行う。ただし、次の事項を条件とする。
 - ① 受注者からの協議における変更の場合は、受注者が見積書を提出した場合に、その見積書を参考にして工事変更指示書に記載する。
 - ② 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算変更金額を工事変更指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載することとする。
 - ③ 記載する概算変更金額は、「参考値」であり、設計変更額を拘束するものではない。
 - ④ 概算変更金額の算出条件を明確にする。
（詳細は、6.（2）による。）

（1）工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に該当する場合

本条は、契約当初と事情が変わり、当初の設計図書のまま工事を続行することが適当でないと思われる場合を列挙し、そのような場合には、受注者に通知を義務付けるとともに、通知を受けた発注者が一定の手続に従って、必要と認められるときは、設計図書の変更又は訂正を行い、これに伴う工期又は請負代金額の変更等について規定し、契約関係の適正化を図ったものである。この規定は、単に受注者の立場を保護するものではなく、同時に、発注者が必要とする工事目的物を的確に、効率的に確保するためのものである。

- 1) 図面、示方書又は仕様書、内容説明書及び内容説明に対する質問回答書が一致しない（第

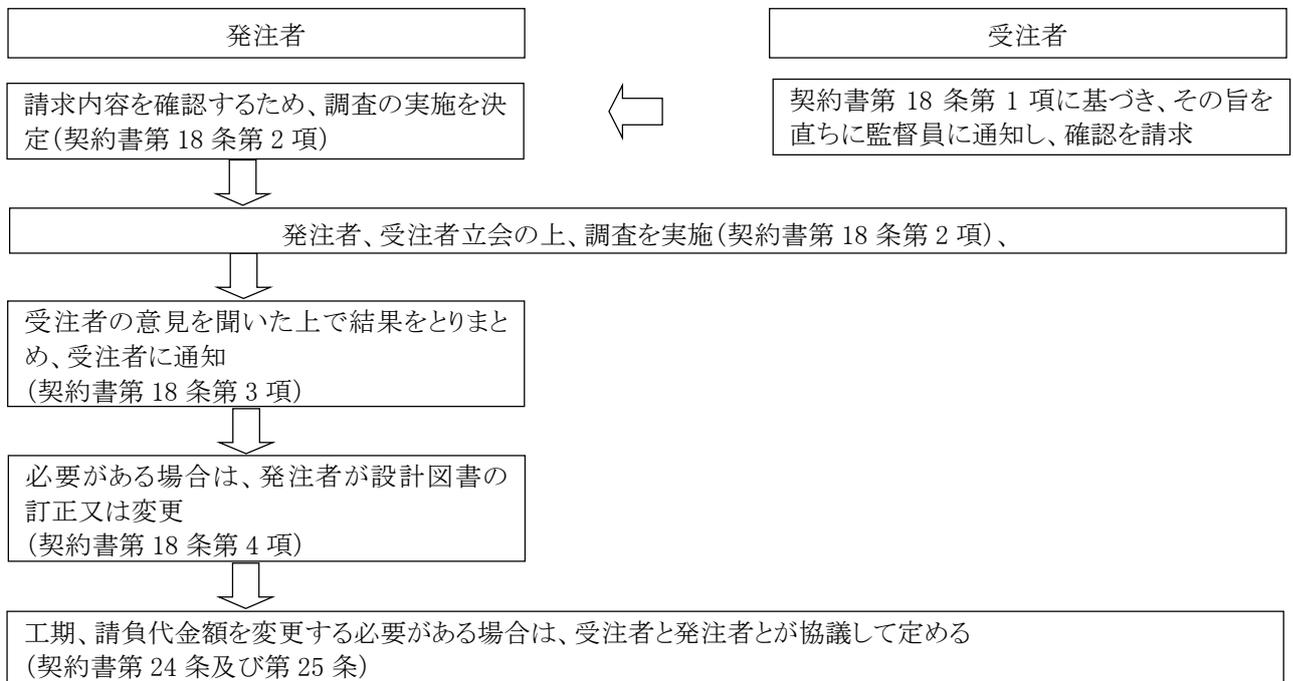
18 条第 1 項第 1 号)

図面、示方書又は仕様書、内容説明書等設計図書の構成分書に、優先順位の規定がない場合で、図面と仕様書が一致しないときには、受注者としては、どちらに従って施工すべきかわからないことになる。この様な場合に、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不適當である。

①具体的な事例

- 図面と仕様書で鋼材等の材料又は機器の規格が一致しない
- 図面と仕様書で管の口径又はケーブルサイズが一致しない
- 図面と仕様書の数量（管又はケーブル敷設延長、材料又は機器、仕様等）が一致しない
(契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号共通)

②設計変更を行うまでの手続



図－2 設計図書が互いに一致しない場合の手続

2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある (第 18 条第 1 項第 2 号)

受注者は、設計図書に誤りがあると思われる場合、誤っていると思われる設計図書に従って工事を施工し続けると、受注者は、形式上契約を履行したことになるが、発注者としては本来望んでいた工事目的物を入手することができなくなる。このため、受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っていた場合には、設計図書を訂正する必要がある。

また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正しなければならない。

①具体的な事例

(1) 設計図書に誤謬がある場合

- 設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない

(2) 設計図書に脱漏がある場合

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員についての条件明示がない
- 使用する部材の品質が明示されていない
- 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合
- 建築、電気設備、機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

②設計変更を行うまでの手続

図－２と同様

3) 設計図書の表示が明確でない（第 18 条第 1 項第 3 号）

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

①具体的な事例

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確
- 水替工実施の記載はあるが、排水設備の仕様、運転条件等の明示がない
- 使用する材料の規格（種類、強度等）が明示されていない
- 図面の記載内容が読み取れない場合
- 電気工事における派遣員での試験の記載はあるが、試験回数等の明示がない

②設計変更を行うまでの手続

図－２と同様

4) 設計図書に明示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない（第 18 条第 1 項第 4 号）

発注者は、工事現場の自然的又は人為的な施工条件について十分な調査を行い、調査に基づいて設計図書で施工条件を明示し、なお不足するものは内容説明書で補って、施工条件の明示を期している。受注者も、これらに基づいて施工条件を判断し、契約を締結し、工事を施工しているものであり、その条件が設計図書の定めと異なるときは、施工方法の変更、工事目的物の変更を必要とする。

設計図書で示される自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられ、施工条件が一致しないことにより、実際の施工方法等に影響がある場合に適用となる。

①具体的な事例

- 設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない
- 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない
- 設計図書に明示された地形と工事現場の地形が一致しない
- 設計図書に明示された交通誘導員の人数と規制図が一致しない
- 設計図書に明示された埋設物より大きい（多くの）埋設物が設置されていた
- 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない
- 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

- その他、新たな制約等が発生した場合

②設計変更を行うまでの手続

図－２と同様

5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた（第18条第1項第5号）

設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合については、第4号（前頁）によることとなるが、当初は、予期することができなかったために設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合については、第4号は適用されない。しかしながら、この場合も契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり、受注者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適當な場合であるので、第5号が適用となる。なお、既に存在していたのに、あるいは、予期することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第2号の適用となる。

①具体的な事例

- 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった
- 酸欠又は有毒ガスの噴出等がある
- 予想し得なかった騒音規制がある
- 予想し得なかった交通規制がある
- 予想し得なかった埋蔵文化財が発見され、調査が必要になった

②設計変更を行うまでの手続

図－２と同様

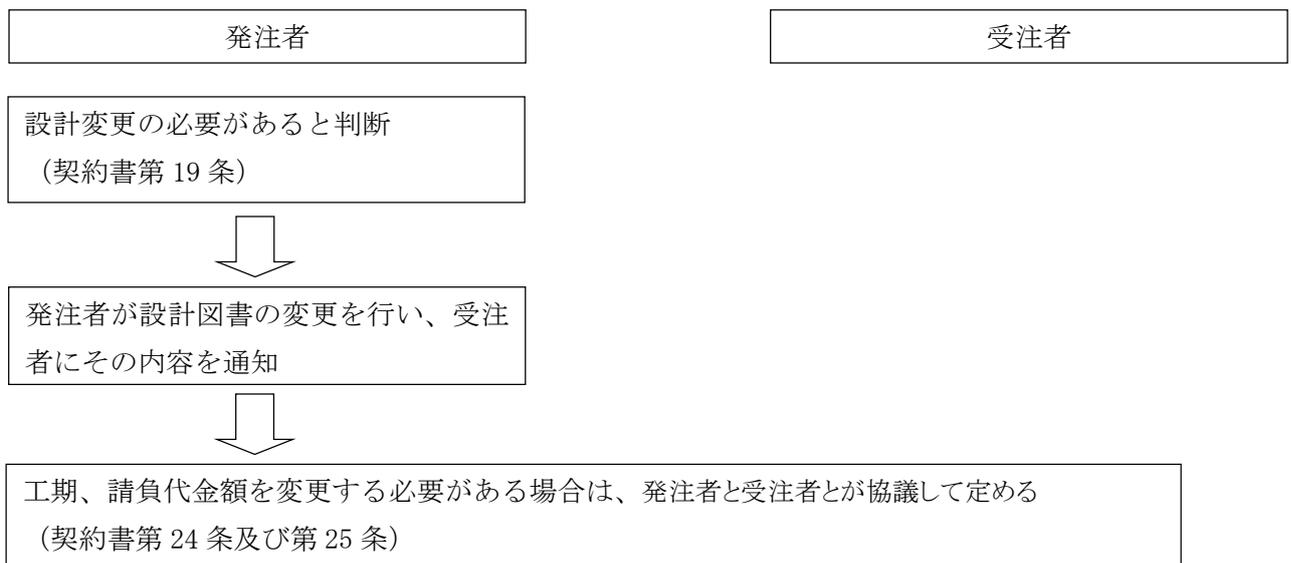
(2) 工事請負契約書第 19 条（設計図書の変更）により、発注者が設計図書の変更を必要と認めた場合

発注者は、仕様や施工方法等を十分検討した上で設計図書を作成し工事発注するが、工事の施工途中において、発注当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じることがある。そのような場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額変更の設計変更を行う。

①具体的な事例

- 地元調整の結果、施工期間、施工日を変更する
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する
- 警察、河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容の変更、工事の追加をする
- 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものを除く。）が必要と判断し、追加する
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する
- 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する
- 使用材料を変更する
- 隣接工区との調整で、交通誘導員の人数を変更する

②設計変更を行うまでの手続



図－3 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続

(3) 工事請負契約書第 20 条（工事の中止）により発注者が工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合

工事用地等の確保ができない等のため、又は自然的若しくは人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状況が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。

①具体的な事例

(1) 工事用地等の確保ができない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない
- 設計図書に工事着手時期が定められているが、その期日までに受注者の責めによらず着工できない
- 警察、河川・鉄道等の管理者等の管理者間協議が終わっていない
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された

(2) 自然的又は人為的な事象により工事を施工できない

- 受注者の責めによらない何らかの事象（地元調整等）が生じた
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない
- 予見できない事態（地中障害物を発見等）が発生した
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが不可能と認められる
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた
- 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された
- 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない

②設計変更を行うまでの手続

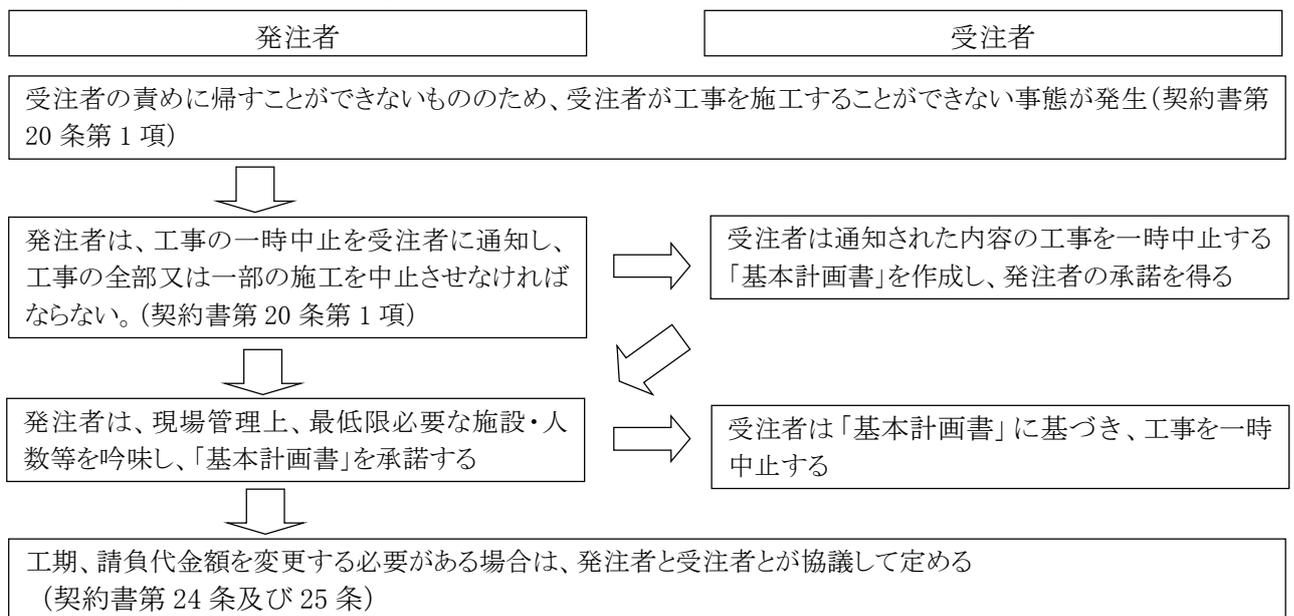


図-4 工事を一時中止する場合の手続

(4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの

受注者は、契約書第18条第1項に示した状態が生じた場合、この事実を監督員に通知しなければならない。また、この後に行う調査について、監督員に対し意見を言う機会がある。

受注者は、これらの通知や意見を書面により行う必要があるが、この際に受注者が作成すべき資料の範囲（受注者が行う「設計図書の照査」の範囲）を超えるものとして、次のものが想定される。

発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金額を変更しなければならない。

①具体的な事例

- 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。または土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）。
- 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- 構造物の設計根拠まで遡る見直し。
- 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成
- 照査の結果必要となった追加調査の実施。

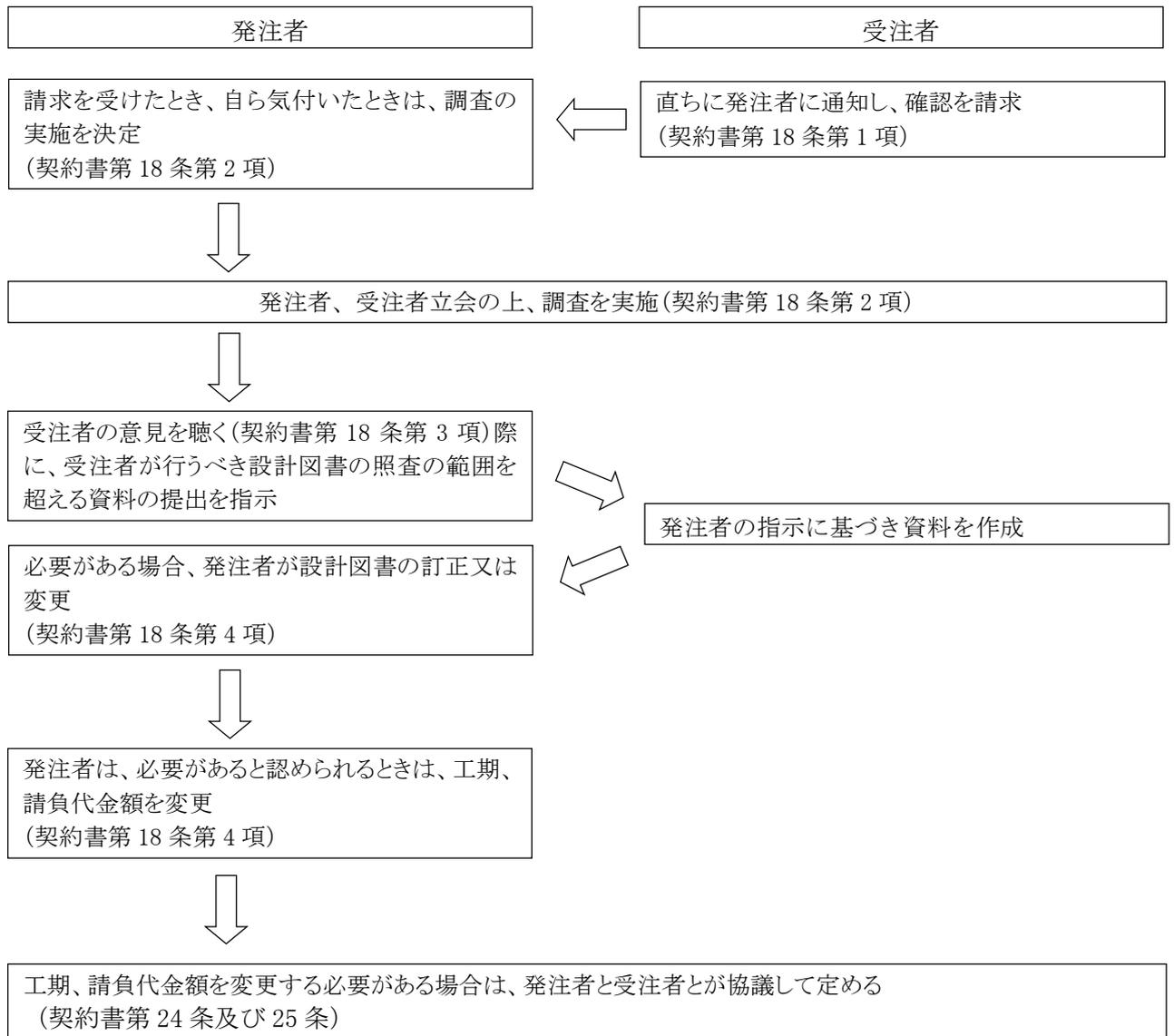
【例】・ボーリング調査

- ・杭打・大型重機による施工を伴う際の近隣の家屋調査
- ・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉じん対策
- ・移設不可能な埋設物対策

※1 適正な設計図書に基づく構造物の位置や計画高さの確認、数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

※2 構造物の設計等で高度な設計計算を伴うものは、当該工事の設計変更ではなく別件で役務契約することを基本とする。

②設計変更を行うまでの手続



図－5 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続

(5) 工事請負契約書第 22 条（受注者の請求による工期の延長）により工期を延長する場合

受注者は、天候不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により、工期延長変更を請求することができる。

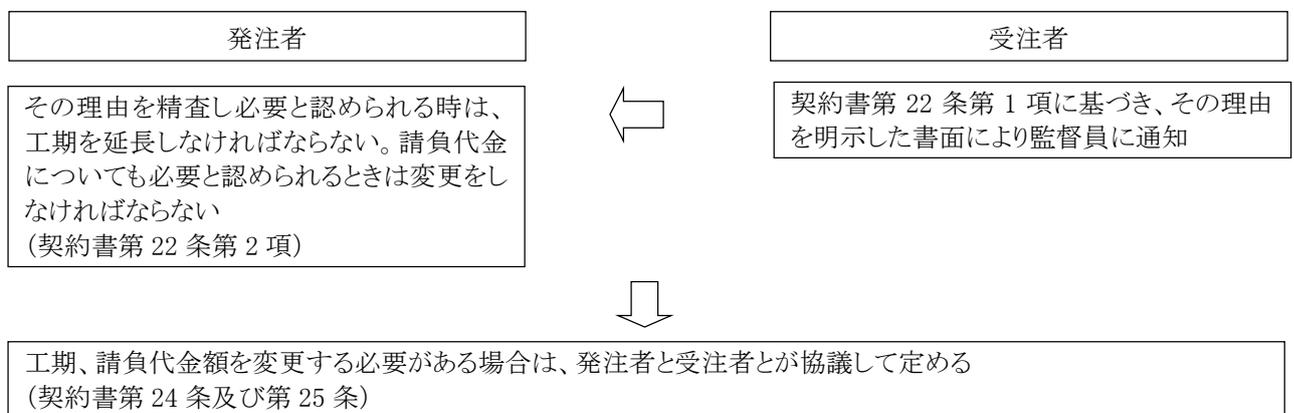
発注者は、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。

また、請負代金についても必要と認められるときは変更を行う。

①具体的な事例

- 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

②設計変更を行うまでの手続



図－6 受注者の請求による工期の延長手続

(6) 工事請負契約書第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）により工期を短縮する場合

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

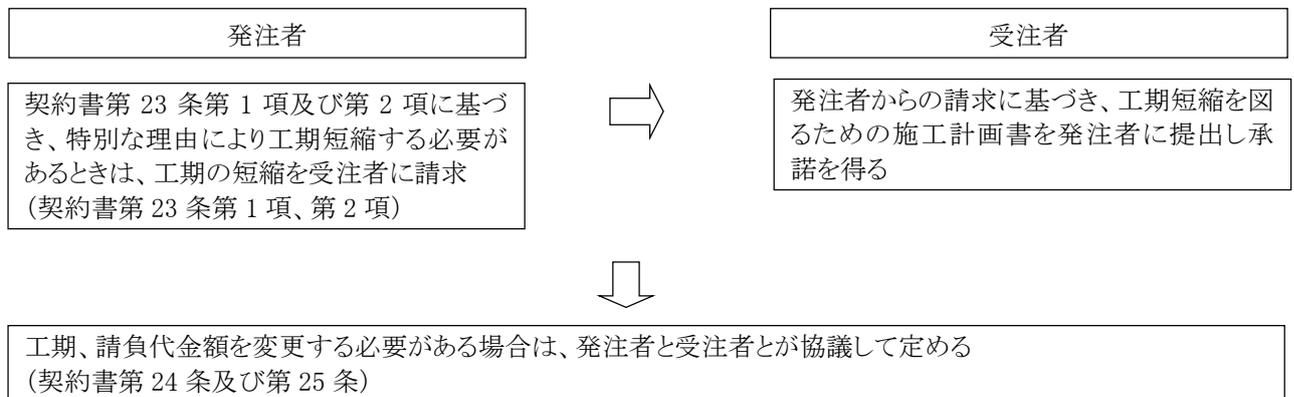
また、工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

発注者は、必要があると認められるときは、請負代金の変更を行う。

①具体的な事例

- 工事一時中止に伴い工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
- 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- その他の事由（地元調整、関係機関との調整等）により工期の短縮が必要な場合

②設計変更を行うまでの手続



図－ 7 発注者の請求による工期の短縮等手続

5. 入札時積算数量書活用方式による数量変更及び請負代金額の変更（建築工事及び機械工事に適用）

以下は建築工事及び機械工事（空調設備又は昇降機設備に限る。）における入札時積算数量活用方式を適用した工事についてのみ適用する。ただし、宿舍等修繕工事は除く。

（1）入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料であって、設計図書ではないことから、入札時積算数量書にある数量どおりの施工（履行）を求めるための「契約数量」にはならない。よって、入札時積算数量書にある数量の施工確認・検査は行わない。

（2）積算数量に関する協議

受注者が積算数量に疑義が生じた場合の確認の請求は、協議を行う積算数量の部分に関する施工が終了するまでに行う。

なお、受注者は、施工に先立ち、施工計画書の作成や材料調達のための発注の際に数量を算出・確認すると思われ、この段階で疑義数量の有無が判明すると考えられるので、受注者に対して早めの確認の請求を行うように呼びかけることも必要である。

協議を求めるにあたって、契約書第18条の2第1項に基づく受注者からの確認の請求においては、当該積算数量に対して疑義を生じるに至った根拠資料を提出してもらう。

また、全ての数量が一致している必要はなく、当該疑義数量に関して数量が一致していれば、協議が可能とする。

なお、数量書に対する確認結果は、通知および承諾書を取り交わす。

（3）入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算

入札時積算数量書の訂正は、設計変更ではないが、その工事費の積算は、設計変更における工事費の積算と同様に行うものとする。

（4）設計変更における積算数量書の提示等

設計変更では、受発注者間において、変更内容に関連する数量においても協議を行うことになる。その際、円滑な協議のために、積算数量書を受注者に提示することを原則としている。

また、設計変更の数量についても設計図書及び数量基準に定めるところにより行うが、その積算数量書は、設計図書でも入札時積算数量書でもないことに留意し、変更契約後に疑義が生じた場合は、協議対象とならないので、設計変更時に十分に確認を行う。

6. 関連事項

(1) 設計変更の留意点

設計変更とは、工事の施工にあたり設計図書の内容の一部を訂正・変更することをいう。
受注者及び発注者は、設計変更において、以下に示す事項について留意しなければならない。

①発注者の留意点

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は受注者に対して書面により指示を行わなければならない。

また、工事目的と関係のない工種や、別の工事で施工すべき工種の追加については、原則として別途の契約とするものとする。

適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければならない。

- 設計積算にあたって、工事の施工に係る制約事項については、設計図書において必ず条件を明示する。
- 設計変更を行う必要が生じた場合などの必要な指示、協議等は書面で行う。
- 受注者に設計図書の照査を行わせる。
- 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者立会の上、調査を行う。
- 設計変更後の請負代金額や工期は、受注者と協議の上、決定する。

②受注者の留意点

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などの確認をする必要がある。

適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければならない。

- 工事の着手にあたって又は施工中、設計図書の照査を行う。
- 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなどの施工上の疑問が生じた場合は、直ちに発注者に書面で通知する。
- 数量、仕様書等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と書面による協議を行い、発注者からの書面での指示に従い施工する（独自の判断で施工しない）。

(2) 工事変更指示書の概算変更金額記載について

設計変更に先立ち工事内容変更を行う場合は、工事変更指示書に変更内容、概算変更金額等を記載する。ただし、受注者からの協議により変更する場合にあっては、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限る。

ここで記載する概算変更金額は、「参考値」であり、設計変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合等何らかの理由により概算変更金額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する。」ことを添えて指示する。なお、概算金額を後日通知する際は監督員より書面にて通知することとする。通知方法等に疑義が生じた場合は本社積算課に相談されたい。

【発注者からの工事内容変更の指示の場合】

1. 発注者から工事内容変更を行う場合は、必ず工事変更指示書により行う。
2. 工事変更指示書には、変更内容による変更見込み概算変更金額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
3. 概算変更金額については、類似する他工事の事例や協会資料などを参考に記載しても良い。また、記載した概算変更金額の出典や算出条件等について明示する。
4. 概算変更金額は、有効数字2桁（百万円未満の場合は、十万円単位）を基本とする。

【受注者及び発注者間の協議により変更する工事内容変更の指示の場合】

1. 受注者及び発注者間の協議に基づき工事内容変更を行う場合は、必ず工事変更指示書により行う。
2. 工事変更指示書には、変更内容による変更見込み概算変更金額を記載する。
3. 概算変更金額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積りの額と、受注者の提示額であることを工事変更指示書に記載することができる。受注者から見積書の提出がない場合は、概算変更金額を記載しない。
4. 概算変更金額は、有効数字2桁（百万円未満の場合は、十万円単位）を基本とする。

(3) 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

工事請負契約書第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。

【基本事項】

1. 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
3. ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

【留意事項】

指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

1. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
2. 任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注

者に委ねられている（変更の対象としない）。

3. 発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要である。

【任意における対応の不適切な事例】

・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。（発注者）
・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。（発注者）
・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。（発注者）
・任意部分において、受注者の考えで決定した施工方法にも係わらず、結果的に費用が増額したことにより契約金額の増額を要求。（受注者）

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件がある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置させる必要のある仮設物	

(4) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等についての疑義については、次により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

【入札前】

- ・工事の入札にあたっては、入札公告、入札説明書、鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得、契約書（案）、示方書又は仕様書、図面、現場及びこの内容説明書を熟覧の上、入札書を提出するものとする。（内容説明書 説明事項 1. 入札について（1））
- ・入札等参加者は、示方書又は仕様書、図面、契約書案及び工事現場等を十分調査研究のうえ、入札等しなければならない。（契約申込心得 第6条（入札等））
- ・入札等参加者は、入札等の執行後、この心得、示方書又は仕様書、図面、契約書案及び工事現場等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。（契約申込心得 第23条（異議の申立））
- ・したがって、入札等参加者は、示方書又は仕様書、図面、現場及び内容説明書等について疑義があるときは、入札前に発注者に確認しておく必要がある。

【契約後】

- ・総価契約単価合意方式は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や出来形払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や出来形払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施するものである。
- ・受注者が工事の施行に先立ち実施する設計図書の照査等について、設計思想、設計上の留意点等に関する情報を共有し設計図書の照査等を円滑に実施するため、発注者、当該設計の設計者及び当該設計に係る工事の受注者で構成される三者打合せを開催することとしている。そのほか、照査等の結果に関して、発注者が必要と判断した場合にも開催できるものとする。
- ・受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

(5) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

改正品確法に掲げる発注者の責務を契約手続きの中でより明確にするため、「工事請負契約設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止ガイドライン」を契約図書の一部として位置づけている。

また、内容説明書には次のとおり記載し、引き続き当該ガイドラインによる処理の徹底を図る。

【内容説明書への記載文】

○「工事請負契約設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止に係るガイドライン」について

設計変更及び一時中止については、契約書第18条から第25条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、工事請負契約設計変更ガイドライン（令和2年8月28日付け鉄計積第200827001号通知）及び工事一時中止に係るガイドライン（令和2年8月28日付け鉄計積第200827001号通知）によることとする。

（6）設計変更協議打合せ簿の作成、運用の徹底

契約書第1条、第18条～第25条等において、所定の手続きが定められているが、受注者及び発注者間の協議内容を文書化し、受注者及び発注者間で共有することは重要であることから、設計変更等の協議にあたっては受注者及び発注者ともに「打合せ簿」の作成、運用の徹底に努めること。次頁に「設計変更協議打合せ簿」を示す。なお、設計変更協議は、情報共有システムにより行うことが可能である。

【留意事項】

あわせて、次についても、留意する。

- ・設計変更在先立ち工事内容変更を行う場合においても、事前の施工条件、施工方法等の協議が必要であることから、打合せ簿を作成、共有する。
- ・設計変更の対象かどうかを含めて、協議であり打合せ簿を作成、共有する。
- ・発注者は、受注者からの協議に対し、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、「回答日」を打合せ簿に記載すること。なお、通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。
- ・打合せ簿を有効活用し、受注者及び発注者間でコミュニケーションの向上に努める。

[参 考 资 料]

○工事請負契約書（抜粋）

（総則）

第1条

- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（監督員）

第9条

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

（条件変更等）

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、示方書又は仕様書、内容説明書及び内容説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結

果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものの発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第 21 条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 22 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第 23 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 25 条(A) 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に

発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第 25 条(B) 請負代金額の変更については、次に掲げる場合を除き、第 3 条第 4 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により作成した単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- (1) 数量に著しい変更が生じた場合。
 - (2) 単価合意書の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合。
 - (3) 単価合意書に記載されていない工種が生じた場合。
 - (4) 前号に掲げる場合のほか、単価合意書の記載内容を基礎とした協議が不相当である場合。
- 2 前項各号に掲げる場合における請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 前 2 項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 4 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

[注] (B) は、総価契約単価合意方式の場合に使用する。

(臨機の措置)

- 第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

○設計変更に関する判断事例

設計変更に関する判断事例

1. 設計変更に関する判断事例策定の背景

設計変更処理については、発注者・受注者共通の認識のもと、適正な変更契約や円滑な施工を目的として「工事請負契約設計変更ガイドライン」を制定しているが、その内容は抽象的な表現が多く判断に迷うことも考えられるため、実際に発注された工事の設計変更事例や他機関で制定している判断事例を参考にして、設計変更可否の判断をわかりやすく解説した「設計変更に関する判断事例」を作成することにした。

判断事例を作成することにより、地方機関及び担当者間で同一の判断ができることから適切な設計変更が期待できるとともに、受注者にも公表し機構の考え方を示すことで、設計変更協議の円滑化を図ることを目的とするものである。

なお、判断事例は対象工事を明記しているが、対象外の工事に関しても関連する事柄があれば参考とされたい。

また、設計変更を行うにあたっては、「工事請負契約設計変更ガイドライン」を基に、内容を十分検討の上発注者・受注者間で協議することが重要である。

2. 判断事例一覧

設計変更となる事例		
4. 設計変更が可能なケース		
(1) 工事請負契約書第 18 条 (条件変更) に該当する場合		
1) 図面、示方書又は仕様書、内容説明書及び内容説明に対する質問回答書が一致しない場合 (第 1 項第 1 号)	1	【土木工事】仮設リース材の在庫がない場合について
	2	【共通】営業線近接工事について
	3	【土木工事】協議による作業時間の制限について
2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある (第 1 項第 2 号)	1	【土木工事】PC 桁架設時の横座屈防止の補強工について
3) 設計図書の表示が明確でないこと (第 1 項第 3 号)	1	【電気工事】派遣員の費用について
	2	【機械工事】空調・換気設備の仮設足場について
4) 設計図書に明示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない (第 1 項第 4 号)	1	【土木工事】トンネル工事の濁水排水管及びポンプの設置について
	2	【土木工事】残土処理の運搬車の台数について
	3	【土木工事】路盤鉄筋コンクリートの切削費用について
	4	【土木工事】橋梁下部工の床掘り勾配の変更について
	5	【土木工事】濁水処理の添加剤等の実績払いについて
	6	【共通】工事用道路及び作業現場内除雪について
	7	【電気工事】競合工事による工事用機械 (クレーン、軌陸車等) の新規リース又は機種変更について
	8	【土木工事】トンネル坑外固定ベルトコンベアの延長について
	9	【土木工事】借地における養生について
	10	【土木工事】仮締切工における施工方法の変更について
	11	【土木工事】場所打ち杭におけるコンクリートポンプ車の打設方法について
	12	【土木工事】現場発生土の埋戻しに使用する際の土質改良について
	13	【土木工事】地盤改良、置換コンクリートの検討のための地質調査について
	14	【土木工事】山岳地帯での鋼製階段の施工について
	15	【土木工事】開削駅工事の資材搬入に係る横引き作業について
	16	【土木工事】競合工事に伴ったインパルトコンクリートの打設方法の変更について
	17	【建築工事】建築工事における発生土処理の追加について
	18	【建築工事】柱状改良の追加について
	19	【機械工事】地下駅への資機材搬入費について
	20	【機械工事】トンネル内配管の搬入、間配り作業方法について

4) 設計図書に明示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない（第1項第4号）	21	【電気工事】滞水による構内排水設備の追加について
5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じた（第1項第5号）	1	【土木工事】工事中の障害（電波障害等）対策について
	2	【機械・建築工事】材料規格等の変更について
	3	【建築工事】材料供給不足による仕様変更について
	4	【電気工事】接地工事における標準工法から接地極の深打式への変更について
	5	【電気工事】工事用機械（軌道モーターカー等）の載線について
	6	【電気工事】冬季寒冷地作業への変更について
	7	【電気工事】ケーブル敷設における機力工法の変更について
	8	【土木工事】工事用進入路の退避場等の設置について
	9	【土木工事】地下障害物の事前撤去について
(2) 工事請負契約書第19条（設計図書の変更）により、発注者が設計図書の変更を必要と認めた場合	1	【土木工事】トンネル工事における鏡吹付コンクリートについて
	2	【土木工事】工事現場の仮囲いについて
	3	【電気工事】発注者と鉄道事業者との協議の結果から仕様変更や工事内容の変更について
	4	【機械・電気工事】消防との協議による仕様変更や工事内容の変更について
	5	【電気工事】試験項目や監査・検査内容の変更又は追加について
	6	【電気工事】工程調整の結果による夜間作業への変更について
	7	【電気工事】排水ポンプの追加について
	8	【建築工事】鉄骨建方工法の見直しについて
	9	【機械・電気工事】受電線の引込や電話線の引込ルートについて
	10	【機械工事】天井内空調・換気設備の支持について
	11	【土木工事】防塵処理の散水費について
	12	【土木工事】土留・仮締切工における施工方法の変更について
(3) 工事請負契約書第20条（工事の中止）により、発注者が工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合	1	【土木工事】下部工引渡し時期遅延に伴う一時中止について
	2	【機械・建築工事】一部一時中止期間中の建設機械のリース代等の費用について
	3	【共通】関連工事の遅延に伴う一時中止について
	4	【土木工事】新型コロナウイルスに係る工事一時中止に伴った費用について
(4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの	1	【土木工事】工事に必要な資料（発注者が作成すべき資料）を受注者が作成する場合について

(6) 工事請負契約書第 23 条（発注者の請求による工期の短縮）により、発注者が工期変更を受注者に請求した場合	1	【土木工事】 昼夜急速施工について
	2	【土木工事】 PC 桁の架設方法について
	3	【土木工事】 発生土の仮置きのための借地費用について
6. 関連事項		
(2) 指定・任意の正しい運用	1	【土木工事】 土留・仮締切工における地質調査について
	2	【土木工事】 親杭横矢板土留めから鋼矢板への変更について
	3	【共通】 敷鉄板の計上について
	4	【機械工事】 車両基地の車両塗装場設置作業における床養生について
	5	【機械・建築工事】 クレーンの仕様の変更について
(3) 入札・契約時の契約図書等の疑義に解決	1	【共通】 応札前に質問されていない事項について
	2	【土木工事】 濁水処理した脱水ケーキの処理費について
設計変更とならない事例		
3. 設計変更が不可能なケース		
(1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工した場合	1	【土木工事】 施工機械の変更について
	2	【電気工事】 資機材の仕様変更や施工方法の変更について
(3) 承諾で施工した場合	1	【土木工事】 施工性（ワーカビリティ）を考慮したコンクリート規格の変更について
	2	【電気工事】 施工性（ワーカビリティ）を考慮したトラフの仕様変更について
	3	【機械工事】 車両基地 在姿車輪旋盤のレールレベル修正について
その他	1	【土木工事】 交通誘導員の実績払いについて
	2	【土木工事】 トンネル掘削のさぐり削孔について
	3	【土木工事】 地質調査に基づく掘削機械の変更について
	4	【土木工事】 工事用水の取水方法について
	5	【土木工事】 道路用地の占用に伴う占用料について
	6	【土木工事】 スラブ敷設用拡大軌道の支障箇所の対策について
	7	【土木工事】 スラブ敷設車の段取り替えの実績払いについて
	8	【土木工事】 追加工事の落札率について
	9	【機械・建築工事】 材料規格等の変更について
	10	【電気工事】 あと施工アンカーの施工に関する試験費について
	11	【電気工事】 作業員確保による電工供給地の変更について

※ 項目は、工事請負契約設計変更ガイドラインより

設計変更となる事例

4. 設計変更が可能なケース

(1) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に該当する場合

1) 図面、示方書又は仕様書、内容説明書及び内容説明に対する質問回答書が一致しない場合（第1項第1号）

○ 事例1 【土木工事】

内 容	仮設リース材の在庫がない場合について
事 例	当初発注時は、Ⅱ型鋼矢板リース材を使用した仮土留となっていたが、Ⅱ型の在庫がなくⅢ型を使用した場合、設計変更することは可能か。
判 断	仮設リース材は物価資料等に掲載されており、在庫があることを前提に発注しているため、受注者の都合で変更することは承諾の扱いとなり設計変更できない。ただし、任意・指定仮設を問わず在庫の有無が確認できる証明書（数社のリース会社よりの在庫証明書）により在庫がないことを確認することにより条件変更として受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

○ 事例2 【共通】

内 容	営業線近接工事について
事 例	営業線近接工事に関わる協議において、工事管理者の専任（現場代理人の兼務を除く）及び列車通過時の作業の一時中断時間を指定された場合、設計変更することは可能か。
判 断	営業線近接作業においては、鉄道事業者と発注者で協議を行うことになるが、詳細な内容（配置人員、一時中断時分等）については、発注者と鉄道事業者間による覚書で示される。 この覚書の内容が発注時の想定と異なる場合は、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

○ 事例3 【土木工事】

内 容	協議による作業時間の制限について
事 例	道路管理者との協議により作業時間が限定され当初想定していた架設日数が増加した場合、設計変更することは可能か。
判 断	「協議に伴う設計図書の変更を必要と認める」事項であり、道路管理者との協議（許可条件）に基づき、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある (第1項第2号)

○ 事例1 【土木工事】

内 容	PC桁架設時の横座屈防止の補強工について
事 例	PC桁の支間が長くなると桁高も高く、横方向に座屈しやすいものとなる。特に、桁架設時は荷重の不均衡、振れ及び横倒れなどが生じやすく、架設時の横座屈及び桁の傾斜に対する検討が必要である。検討の結果、横方向補強材の設置が必要となる場合、設計変更することは可能か。
判 断	「架設時の安全性」の事項であり、設計図書の照査の結果横方向補強材の設置が必要となる場合は、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

3) 設計図書の表示が明確でないこと (第1項第3号)

○ 事例1 【電気工事】

内 容	派遣員の費用について
事 例	各機器あるいはシステムの組立て又は機能確認等を現地で行うにあたって、派遣員を動員した場合設計変更することは可能か。
判 断	設計図書に明確にされていない場合、派遣員を受発注者間協議の上、必要な派遣員の費用に係る設計変更は可能である。 また、設計図書に派遣員を必要とする作業が明確にされているが、試験回数等が明確にされていない場合についても、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。 ただし、受注者の判断で派遣員を必要としない作業や試験に派遣員を動員する場合については、設計変更の対象とはならない。

○ 事例2 【機械工事】

内 容	空調・換気設備の仮設足場について
事 例	高所作業車、移動式昇降足場、ローリングタワーについて、発注時は配置等の条件明示が不十分であったので、契約後の施工計画による必要期間及び台数により設計変更することは可能か。
判 断	発注時の条件明示が不十分な場合、施工計画の内容に妥当性が確認できれば、受発注者間協議の上、必要な費用を計上することは可能である。

4) 設計図書に明示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない
(第1項第4号)

○ 事例1 【土木工事】

内 容	トンネル工事の濁水排水管及びポンプ設置について
事 例	トンネル工事の排水を清水と濁水に分離することとして、排水管及びポンプを新たに設置した場合、設計変更は可能か。
判 断	事前に受発注者間協議の上、トンネル湧水のうち清水を中央集水管（突込み勾配区間及び中央集水管未敷設区間等では清水排水管）に、濁水を濁水排水管及びポンプにて処理することで清濁分離を行うこととした場合、設計変更は可能である。特に湧水の多いトンネルでは、清水と濁水を分離することで、濁水処理設備の増設を遅らせること、または増設を回避させることにより、コスト縮減に資することがあるので、濁水処理設備の増設を検討する際には清濁分離の実施を検討すること。 (濁水処理設備設計・積算マニュアルを参照)

○ 事例2 【土木工事】

内 容	残土処理の運搬車の台数について
事 例	都市部における土砂搬出の事例として、土砂受入先の受入料金券では運搬車1台当り積載量(m ³)が指定されているため、実際の積載量(m ³)が指定数量と異なる場合、運搬車の台数が変更となるが、設計変更することは可能か。
判 断	積載量は土質条件(単位体積重量等)により変わるため、受入先の条件変更(指定積載量の変更)が困難な場合は、重量測定(t)で過積載にならない積載量を明確にすることで、受発注者間協議の上、運搬した台数による設計変更は可能である。 なお、この事例は、都市部における特殊な場合であり、土砂受入先の受入料金券から運搬台数が確認できたため、施工条件と現場条件が一致しないと判断され、設計変更の対象となったものである。発注時に十分調査しこのような事例が想定される場合は、条件明示を行うことが重要である。

○ 事例3 【土木工事】

内 容	路盤鉄筋コンクリートの切削費用について
事 例	土木工事で施工する路盤鉄筋コンクリートの基準高さは、基準の施工精度の範囲内で仕上げているが、軌道工事で施工する基準器設置時に縦断線形を検討した結果、路盤面を切削することにした。 この場合、路盤面を切削する費用は、設計変更することは可能か。
判 断	路盤鉄筋コンクリートの基準高さが、基準の施工精度の範囲内で仕上がっている場合は、受注者に瑕疵はないことから、路盤面の切削の設計変更は可能である。

○ 事例4 【土木工事】

内 容	橋梁下部工の床掘り勾配の変更について
事 例	橋梁下部工の床掘りに際して、掘削土が軟弱のため想定していた床掘り勾配では法面崩壊の恐れがあることが判明したが、床掘り勾配を設計変更することは可能か。
判 断	床掘りは、地質区分に応じて掘削ラインを設計しているが、勾配は受注者の任意であり、実態に合わせて設計変更することはできない。 しかし、このケースは、設計図書の地質条件と現地の地質状況の不一致により、作業の安全確保を図るために床掘り勾配の変更が必要なことから、設計変更は可能である。なお、受注者は事前にその状況がわかる資料を発注者に提示し、協議を行うことが必要である。 また、掘削ラインが用地外に影響する場合には、一時的借地や仮土留等についても同時に検討する必要がある。

○ 事例5 【土木工事】

内 容	濁水処理の添加剤等の実績払いについて
事 例	濁水処理に係る薬品類の添加量については、地質や湧水量等により異なることから、あらかじめジャーテストにより必要な添加量を定めているが、数量が変更となった場合、実績払いとすることは可能か。
判 断	濁水処理に係る薬品類は、湧水量、濁水の性状等から使用量が変化するため実績払いとしているが、適切な管理が行われていることが前提である。当初の添加量を変更する場合は、改めて試験を行い適切な添加量を設定すること及び湧水量等の変化など関連する資料により妥当性を確認したうえで、受発注者間協議の上、実績による設計変更は可能である。

○ 事例6 【共通】

内 容	工事用道路及び作業現場内除雪について
事 例	工事用道路及び作業現場内除雪については、明確な基準はないが、除雪の実績に応じて設計変更することは可能か。
判 断	除雪については、実績に基づいた設計変更は可能である。 なお、設計変更協議を円滑に行うため、除雪頻度（判断基準）・施工範囲等について、事前に受発注者間協議の上、除雪の実績を確認できる除雪作業日報及び除雪状況写真についても整理しておく必要がある。

○ 事例7 【電気工事】

内 容	競合工事による工事用機械（クレーン、軌陸車等）の新規リース又は機種変更について
事 例	軌道工事等の競合工事により、工程が確保できずに工事用機械の貸与機械又はリース等への工法変更した場合、設計変更することは可能か。
判 断	軌道工事等との競合工事により、ダイヤ調整など工程確保ができずに、工事用機械の貸与機械又はリース等による変更や工法・使用期間の変更した場合には受発注者間協議の上、設計変更は可能であり、この場合は工程上の制限や安全対策上、妥当性の判断が必要である。 ただし、受注者の都合によるものであれば設計変更の対象とはならない。

○ 事例8 【土木工事】

内 容	トンネル坑外固定ベルトコンベアの延長について
事 例	トンネル坑口部の施工ヤードが、地形等の状況により当初予定場所に確保できなかった場合、坑外固定ベルトコンベアの延長分は設計変更可能か。
判 断	工事現場の形状、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

○ 事例9 【土木工事】

内 容	借地における養生について
事 例	掘削残土の仮置等に借地を使用する場合、施工後返還時に礫等の借地への混入防止対策として、事前にシートなどにより養生を行う場合があるが、資材費や産廃処理費等に要する費用は設計変更の対象となるか。
判 断	発注者の指示により借地を行う場合は、地主等と十分に協議し、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。 なお、受注者の都合により独自に借地した場合は、設計変更の対象とはならない。

○ 事例10 【土木工事】

内 容	仮締切工における施工方法の変更について
事 例	仮設の鋼矢板打込み方法について、事前のボーリング結果（N値50以下）により油圧圧入工法を選定していたが、現地の地質が玉石混じりで施工が困難となったから、硬質岩盤用油圧圧入工法に設計変更は可能か。
判 断	設計図書に示された土質が現地条件と一致しないことから、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

○ 事例11 【土木工事】

内 容	場所打ち杭におけるコンクリートポンプ車の打設方法について
事 例	φ3000用の掘削機を用いたオールケーシング杭の施工について、杭打ち機の高さが4mを超え、斜路を使用したミキサー車での打設は危険なため、コンクリートポンプ車を使用した打設に設計変更できるか。
判 断	掘削に使用する機種や安全確保の観点からも、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

○ 事例12 【土木工事】

内 容	現場発生土の埋戻しに使用する際の土質改良について
事 例	埋戻しについて、現場発生土は泥土区分に分類され、発生土利用基準より埋戻し土に適さない。曝気試験により曝気のみでは十分な改良が見込めないことが明らかとなったことから、セメント改良を行いたいが、設計変更対象としてよいか。
判 断	現場発生土を埋戻しに使用しなければならない理由及び経済性等も含め、受発注者間協議の上、確認できれば設計変更対象としてよい。

○ 事例 1 3 【土木工事】

内 容	地盤改良、置換コンクリートの検討のための地質調査について
事 例	橋台や橋脚の基礎施工にあたり、予定の支持層が発現しない場合、調査ボーリングの追加を設計変更できるか。
判 断	基礎施工に際して、設計で想定していた所要の支持層が発現しない場合は、受発注者間協議の上、追加調査ボーリングの設計変更は可能である。

○ 事例 1 4 【土木工事】

内 容	山岳地帯での鋼製階段の施工について
事 例	急こう配地形に設置する鋼製階段を材単スポット単価と鋼製建方の重量比較で積算をしていたが、材料費及び施工費が実態に合わせて設計変更することは可能か。
判 断	積算要領等にて明示されている歩掛については、その歩掛を適用するのが基本であるが、そのまま適用できない合理的な理由がある場合は、その理由を明確にしたうえで現地に適合した歩掛を別途査定することは可能である。そのため、当事例のように、受発注者間協議の上、急峻な地形における施工と認められる場合は、別途査定により編成人員や日当り施工量等の設計変更は可能である。

○ 事例 1 5 【土木工事】

内 容	開削駅工事の資材搬入に係る横引き作業について
事 例	開削駅工事における資材搬入について、資材搬入用の開口部が限られているため、資材を駅構内に降ろした後に要する施工箇所までの横引き作業の追加を設計変更できるか。
判 断	資材搬入用の開口部が限られていることを条件明示しておらず、かつ、横引き作業を必要と判断した場合、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

○ 事例 1 6 【土木工事】

内 容	競合工事に伴ったインバートコンクリートの打設方法の変更について
事 例	シールドトンネル工事において、掘削を追うかたちでミキサー車によるインバートコンクリートの打設を行っていたが、打設期間の途中、他系統の競合工事が始まり、ミキサー車が使用できなくなったため、配管によるインバートコンクリートの打設に設計変更できるか。
判 断	他系統の工事との競合工事により、工法・使用期間の変更した場合には受発注者間協議の上、設計変更は可能であり、この場合は工程上の制限や安全対策上、妥当性の判断が必要である。 ただし、受注者の都合によるものであれば設計変更の対象とはならない。

○ 事例 17 【建築工事】

内 容	建築工事における発生土処理の追加について
事 例	工事で発生した土砂について、設計では全数を工事内で敷き均しにより処理することを考えていたが、現地を確認した結果、路盤下の材料として不適であったため、路盤下以外には敷き均した上で、余剰分の土砂を発生土受入地に運搬・処分する設計変更は可能か。
判 断	盛土の性状に関する現地での確認結果が設計図書に明示された施工条件と一致しない場合、受発注者間協議の上、発生土受入工を追加する設計変更は可能である。

○ 事例 18 【建築工事】

内 容	柱状改良の追加について
事 例	近傍の地質調査結果により設計を行っていたが、工事着手時の地耐力確認で想定の地耐力が得られなかったことから、柱状改良を追加する設計変更は可能か。
判 断	現地盤の性状に関する現地での確認結果が設計図書に明示された施工条件と一致しない場合、受発注者間協議の上、地盤改良工を追加する設計変更は可能である。

○ 事例 19 【機械工事】

内 容	地下駅への資機材搬入費について
事 例	機器搬入費は、機器単体の質量が 100 k g 以上であるものに適用することを積算要領に定められている。地下駅内において、単品の質量が 100 k g 未満であるものの、数量が多数となる資機材について機器搬入費を追加する設計変更は可能か。
判 断	地下駅は積算要領に定める対象建物と種類が異なること、環境による作業条件等で制約される要素が多いことから、通常の現場内小運搬と異なると判断し、受発注者間協議の上、機器搬入費（クレーン費、玉掛労務等）を追加する設計変更は可能である。

○ 事例 20 【機械工事】

内 容	トンネル内配管の搬入、間配り作業方法について
事 例	トンネル内作業は、多系統の工事との競合や作業時間帯の制限等があるため、内容説明書においてトンネル内配管の搬入箇所、時期及び運搬方法(人力)等を条件明示していた。しかし、想定していた施工条件と実態が異なったため、運搬車による搬入や夜間への作業時間帯の変更とする設計変更は可能か。
判 断	施工条件と現場状況が異なり、計画していた方法では、制約条件下での施工を行うことが不可能であれば、受発注者間協議の上、設計変更を行うことは可能である。

○ 事例 21 【電気工事】

内 容	滞水による構内排水設備の追加について
事 例	変電ポスト構内の造成について、工事発注後に当初の想定にない軟弱土を用いて行われたことにより、水はけが悪くなった。これにより年間を通してトラフ内に滞水することが想定されたため、排水設備を追加することについて設計変更することは可能か。
判 断	工事発注後の造成工事により、構内の水はけが悪化したケースであるので、受発注者間協議の上、設計変更を行うことは可能である。

5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じた (第 1 項第 5 号)

○ 事例 1 【土木工事】

内 容	工事中の障害 (電波障害等) 対策について
事 例	高架橋、桁架設工事において、工事中に電波障害が発生し対応が必要になった場合、設計変更することは可能か
判 断	設計図書で明示されていない、かつ予期することのできない特別の状態が生じた事項であり、受発注者双方で立会い確認し、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

○ 事例2 【機械・建築工事】

内 容	材料規格等の変更について
事 例	工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）なことが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となるか。
判 断	受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると判明した場合は、工事請負契約書第18条第1項第5号に該当するものと考えられるため、設計変更の対象となる。（工事請負契約書第18条第4項第3号） なお、発注者は使用材料を変更することによる建築物への設計上の妥当性の検証及び経済性等の検討を行う必要がある。

○ 事例3 【建築工事】

内 容	材料供給不足による仕様変更について
事 例	原材料不足によるフッ素樹脂塗装鋼板の製造が不可能となったことから仕様変更による減額の設計変更することは可能か。
判 断	受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると判明した場合は、工事請負契約書第18条第1項第5号に該当するものと考えられるため、設計変更の対象となる。（工事請負契約書第18条第4項第3号）

○ 事例4 【電気工事】

内 容	接地工事における標準工法から接地極の深打式への変更について
事 例	接地工事を行う場合、現地地層状況により、標準工法から深打式のボーリング工法による接地極埋設の工法変更については、設計変更することは可能か。
判 断	標準工法とは棒電極によるもので所要の抵抗値を得られない場合、連結接地、並列打込み、接地低減剤を使用して抵抗値を確保するものである。 硬質な地盤等により標準工法での施工ができない場合や所要の抵抗値が得られない場合、受発注者間協議の上、深打式工法への設計変更は可能である。また、接地極の埋設範囲が限定している場所で、他種接地極との競合等により並列打込みができない場合についても受発注者間協議の上、深打式への設計変更は可能である。 深打式はボーリング工法が主であり、ロータリーボーリングマシン、ロータリーパーカッション等を使用する方法である。工程、騒音等、現場状況を考慮し適切な工法を選定する。

○ 事例5 【電気工事】

内 容	工事用機械（軌道モーターカー等）の載線について
事 例	工事用機械（軌道モーターカー等）を作業工程により、クレーン等による機力で移動、上下線の変更を行う場合、設計変更することは可能か。
判 断	作業工程を鑑み、関係各所とのダイヤ調整等を行ったが工程確保できない場合は、受発注者間協議の上、設計変更は可能であり、この場合は工程上の制限等、妥当性の判断が必要である。 ただし、受注者の都合によるものであれば設計変更の対象とはならない。

○ 事例6 【電気工事】

内 容	冬季寒冷地作業への変更について
事 例	作業工程により冬季寒冷地作業への変更する場合、設計変更することは可能か。
判 断	実際の工程を鑑み、冬季寒冷地作業へ変更にあつた場合、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。ただし、受注者の都合による工程変更で妥当性がない場合は、設計変更の対象とはならない。 なお、発注者は冬季作業の考え方など、想定している施工条件を設計図書により明確化にすることが必要である。

○ 事例7 【電気工事】

内 容	ケーブル敷設における機力工法の変更について
事 例	発注時、ケーブル敷設は機力施工によるとしていたが、作業工程や現地状況により人力（手引き等）による施工方法に変更する場合、設計変更することは可能か。
判 断	発注時の機力による施工方法から現地作業場所の状況をかんがみ、人力（手引き等）による工法に変更する場合、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。ただし、受注者の都合による工法変更で妥当性がない場合は、設計変更の対象とはならない。

○ 事例8 【土木工事】

内 容	工事用進入路の退避場等の設置について
事 例	施工現場までの進入路として狭隘な道路を通行しなければならない場合、市町村との協議で、近隣住民の安全確保として、退避場確保や敷鉄板の設置等が求められた場合設計変更は可能か。
判 断	安全確保及び近隣の状況により必要である場合は、危険箇所及び制約等を踏まえ、必要な箇所を受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

○ 事例9 【土木工事】

内 容	地下障害物の事前撤去について
事 例	既往のボーリング及び作業ヤード整備時の盤下げによって、埋土部分に多くのコンクリート殻等が混入していることが確認されたことから、ニューマチックケーソンの沈設に支障（過沈下や掘削不能）すると判断し、事前に刃口位置の地下障害物を除去し碎石に置き換える設計変更を行うことは可能か。
判 断	設計図書で明示されていない、かつ予期することができない特別の状態が生じた事項であり、受発注者双方で立会確認を行い、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

(2) 工事請負契約書第 19 条（設計図書の変更）により、発注者が設計図書の変更を必要と認めた場合

○ 事例1 【土木工事】

内 容	トンネル工事の鏡吹付コンクリートについて
事 例	トンネル工事において、地山が不良で鏡吹付コンクリートが必要な場合、設計変更することは可能か。
判 断	トンネル工事における鏡吹付コンクリートについて、受注者から協議があり、安全上必要と判断されるもの（「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の改正について（通知）技企第 180501001 号平成 30 年 5 月 1 日付参照）は設計変更可能である。 なお、技術提案の中で鏡吹付を提案している場合は設計変更対象外とする。

○ 事例2 【土木工事】

内 容	工事現場の仮囲いについて
事 例	工事現場の周辺に住宅や建物等があり、安全対策として仮囲いが必要になった場合、設計変更することは可能か。
判 断	設計変更の可否については、その必要性から判断する。 工事現場の安全対策として、地元住民等からの要望で、仮囲いが必要と発注者が認めた場合、仮設工として設計変更は可能であり、この場合は任意仮設ではなく、指定仮設とする必要がある。 なお、受注者の判断（技術提案）で設置する仮囲いについては、設計変更の対象とはならない。

○ 事例3 【電気工事】

内 容	発注者と鉄道事業者との協議結果から仕様変更や工事内容の変更について
事 例	鉄道事業者との協議により、保守設備等の追加や機材の仕様変更により工事内容の変更をする場合、設計変更することは可能か。
判 断	各系統で実施する鉄道事業者との協議を行い発注時に反映しているが、鉄道事業者の保守基準変更や事故事例等により、設備追加や仕様変更の協議が行われるもので受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

○ 事例4 【電気工事】

内 容	消防との協議による仕様変更や工事内容の変更について
事 例	計画通知による設備内容としていたが、消防との協議の中で仕様変更や施工方法の変更をする場合、設計変更することは可能か。
判 断	計画通知や危険物の事前協議を行い発注時に反映しているが、建物構造や関連設備等の変更に伴い変更が生じることがあるため受発注者間協議の上、設計変更は可能である。 ただし、消防法の規準を充たさない施工（設置間隔、離隔、設置高さ等）により、指導を受ける場合は設計変更の対象とならない。

○ 事例5 【電気工事】

内 容	試験項目や監査・検査内容の変更又は追加について
事 例	基準類に定めた以外の試験項目や監査・検査内容の変更又は追加をする場合、設計変更することは可能か。
判 断	試験項目や監査・検査内容の変更又は追加に伴う試験の外注化、派遣員、工所用機械の燃料費、運転作業従事員等の変更は、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。 ただし、受注者の社内管理基準による品質確保のため、発注者が求めている試験内容の変更又は追加は、設計変更の対象とならない。 なお、協議が円滑となるよう試験や監査等の内容は根拠資料を提示の上、受発注者間協議を行う必要がある。

○ 事例6 【電気工事】

内 容	工程調整の結果による夜間作業への変更について
事 例	軌道又は建築等の競合工事により、工程調整の結果から夜間作業に変更する場合、設計変更することは可能か。
判 断	工程を考慮し関係各所との調整を行ったが工程確保できない場合は、受発注者間協議の上、夜間作業等についての設計変更は可能であり、この場合は工程上の制限等、妥当性の判断が必要である。 ただし、受注者の都合によるものであれば設計変更の対象とはならない。

○ 事例7 【電気工事】

内 容	排水ポンプの追加について
事 例	構内（トンネル、車基又は保基）の排水計画等の変更があり、排水ポンプを発注者の指示により設備追加又は仕様変更する場合、設計変更することは可能か。
判 断	排水ポンプの追加は、設計変更可能である。排水計画等の変更により、当初の排水ポンプの仕様変更（吐出量、揚程、電動機容量等）も設計変更は可能である。

○ 事例8 【建築工事】

内 容	鉄骨建方工法の見直しについて
事 例	旅客上家の鉄骨建方について、工事ヤードがないことから本線上に仮設構台を設置しての計画であったが、隣地地主との借地協議により工事ヤードが確保でき、地上からの建方が可能となったため、仮設構台を減工とする設計変更を行うことは可能か。
判 断	地権者との協議結果により、発注者が設計図書の変更を必要と認めた場合であり、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

○ 事例9 【機械・電気工事】

内 容	受電線の引込や電話線の引込ルートについて
事 例	電力会社や通信事業者との協議により当初の引込ルートから変更が生じた場合、関連施設物を設計変更することは可能か。
判 断	協議によるものであり、関連施設物の設計変更は可能である。ただし、協議記録を残しルート変更における妥当性の整理が必要である。 引込ルートの大半は地中となるため、埋設配管の委託や他の埋設物との調整もあることから、電力会社や通信事業者との協議はできる限り早く行う。

○ 事例 10 【機械工事】

内 容	天井内空調・換気設備の支持について
事 例	天井内高さが標準を超えたため、ダクト等の鋼製振れ止が必要となり、補強追加の設計変更を行うことは可能か。
判 断	標準的な支持ボルト等は機器やダクトに含まれるが、施工箇所の天井内高さによっては振れ止を設置する必要があるため、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

○ 事例 11 【土木工事】

内 容	防塵処理の散水費について
事 例	道路管理者や隣接地権者等との協議により砂埃等による被害への配慮を要望された。一般道を砂埃等で汚してしまうため、散水費の計上について設計変更を行うことは可能か。
判 断	工事用道路の散水は共通仮設費率に含まれるが、一般道や農道の散水は含まれないため、道路管理者等からの要望や協議状況を踏まえ、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

○ 事例 12 【土木工事】

内 容	土留・仮締切工における施工工法の変更について
事 例	仮設鋼矢板の施工方法についてバイブロハンマによる打込みとしていたが、鉄道事業者との協議において盛土構造が営業線近接作業となるため線路への影響を考慮する必要があることや、設計図書に記載されていない地盤改良が施工されていることが判明したことため、一次掘削(掘り緩め)及び油圧圧入工法に設計変更を行うことは可能か。
判 断	工事契約後の鉄道事業者との協議結果に基づく発注者が設計図書の変更を必要と認めた場合であり、現地状況が設計図書に記載が無いことも鑑み、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

(3) 工事請負契約書第 20 条 (工事の中止) により、発注者が (工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合

○ 事例 1 【土木工事】

内 容	下部工引渡し時期遅延に伴う一時中止について
事 例	上部工の製作・架設工程計画は、下部工工事の進捗に左右されることから、明らかに下部工引渡し時期が遅延する場合は、一時中止することは可能か。また、上記に伴い増額費用が生じた場合は、設計変更することは可能か。
判 断	下部工の引渡し時期が遅延することにより、上部工工事を中止せざるを得ない場合は、工事一時中止に係るガイドラインに記載のあるとおり、「受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。」とあり、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止しなければならない。その際、発注者は、中止対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し及び工事現場を適切に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を指示する必要がある。 また、増額費用も上記に伴う増額であり、受発注者間協議の上、必要があれば設計変更しなければならない。

○ 事例 2 【機械・建築工事】

内 容	一部一時中止期間中の建設機械のリース代等の費用について
事 例	杭の施工中に、発注時は想定されていなかった地中障害物が発見されたため、地中障害物の除去を行う期間、杭の施工のみ一部一時中止する必要が生じた。その期間における建設機械のリース代等の費用は設計変更の対象となるか。
判 断	受注者の責によらない「地中障害物」により工事を一部一時中止した場合に必要となる建設機械のリース代等の費用は、工事請負契約書第 20 条第 3 項により中止期間中において現場維持や工事の続行に備えて保持するために必要となる費用等に該当すると考えられる。なお、この場合の機械経費の対象は、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な規模とすし、中止期間中存置する場合と一旦返却し、再度リースする場合とを経済比較する等の妥当性の確認が必要である。 以上を考慮の上、発注者は、工事一時中止に伴う増加費用について、受注者から請求があった場合は、必要があると認められるときは契約変更を行う。

○ 事例3 【共通】

内 容	関連工事の遅延に伴う一時中止について
事 例	関連工事の進捗に伴い遅延する場合は、本線上は軌道や土木工事、駅や車両基地等は建築工事の進捗に左右されることから、明らかに関連工事が遅延する場合は、一時中止することは可能か。また、上記に伴い増額費用が生じた場合は、設計変更することは可能か。
判 断	関連工事が遅延することにより、当該工事を中止せざるを得ない場合は、工事一時中止に係るガイドラインに記載のあるとおり「受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。」とあり、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止しなければならない。 また、増額費用も上記に伴う増額であり、受発注者間協議の上、必要があれば設計変更しなければならない。

○ 事例4 【土木工事】

内 容	新型コロナウイルスに係る工事一時中止に伴った費用について
事 例	新型コロナウイルスに係る工事一時中止を行い、その際に発生した現場の維持管理費用を設計変更することは可能か。
判 断	新型コロナウイルスの蔓延及び作業員の感染は、工事請負契約書第20条（工事の中止）第1項「受注者が工事を施工できないと認められるとき」に該当し、工事現場の維持に要する費用について受注者から請求があった場合は、受発注者間協議により妥当性を確認の上、工事一時中止に係るガイドラインに基づき計上することは可能である。

(4)設計図書の照査の範囲を超えるもの

○ 事例1 【土木工事】

内 容	工事に必要な資料（発注者が作成すべき資料）を受注者が作成する場合について
事 例	発注時において、工事に必要な設計図（防音壁割付図、路盤鉄筋配置図等）がない図面、追加工事の図面、架設工法の検討資料、設計協議資料など設計変更や協議に関連する資料の作成について、設計変更することは可能か。
判 断	発注者が作成すべき資料を受注者が作成した場合は、設計変更は可能である。 架設工法の検討については、契約内容（工法）と同じであれば設計照査の範囲内であり、設計変更の対象とならないが、現場条件から架設工法の見直しが必要となる場合の検討は、設計照査の範囲を超えると考えられることから、設計変更は可能である。 設計協議資料については、受注者が行う協議の資料は受注者が作成することは当然だが、発注者が行う協議の資料を受注者が作成した場合は、設計変更は可能である。

(6) 工事請負契約書第 23 条（発注者の請求による工期の短縮）により、発注者が工期変更を受注者に請求した場合

○ 事例1 【土木工事】

内 容	昼夜急速施工について
事 例	工期短縮を目的とした急速施工を行うにあたり、早出残業および夜間施工を行う必要が生じたが設計変更は可能か。
判 断	早出残業及び夜間施工の実施は、工事請負契約書第 23 条（発注者の請求による工期の短縮）第 1 項に基づき、発注者が受注者に請求した工期短縮のための施工方法の変更であり、それに要した費用については、同条第 2 項に基づき、受発注者間協議により妥当性を確認の上、設計変更は可能である。

○ 事例2 【土木工事】

内 容	PC 桁の架設方法について
事 例	工期短縮のために、架設方法をクレーン架設からガーダー架設に変更した。
判 断	工事請負契約書第 23 条（発注者の請求による工期の短縮）第 1 項に基づき、発注者が受注者に請求した工期短縮のための施工方法の変更であり、それに要した費用については、同条第 2 項に基づき、受発注者間協議により妥当性を確認の上、設計変更は可能である。

○ 事例3 【土木工事】

内 容	発生土の仮置きのための借地費用について
事 例	地中梁等の基礎構造物施工のための掘削発生土について、設計図書では仮置き場所を本線内に指定したが、工程短縮のため本線内仮置きが不可能となったことにより、発生土仮置きのための借地を追加する設計変更を行うことは可能か。
判 断	工事請負契約書第 23 条（発注者の請求による工期の短縮）第 1 項に基づき、発注者が受注者に請求した工期短縮のための施工方法の変更であり、それに要した費用については、同条第 2 項に基づき、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

6. 関連事項

(2) 指定・任意の正しい運用

○ 事例1 【土木工事】

内 容	土留・仮締切工における地質調査について
事 例	任意仮設の仮設鋼矢板打込みにあたり、追加調査ボーリングを設計変更することは可能か。
判 断	任意仮設であっても、事前に調査ボーリングした箇所と異なる地質が明らかに予想される場合及び施工中に「打込み困難」、「打込みが容易すぎ」等の事象により、想定された地盤等と現地盤が異なっていることが確認された場合、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。

○ 事例2 【土木工事】

内 容	親杭横矢板仮土留めから鋼矢板への変更について
事 例	親杭横矢板により床掘りを行っていたが、地下水の出水により、掘削が不可能となったため、止水性のある鋼矢板による土留め方式に設計変更することは可能か。
判 断	任意仮設であっても、事前の調査結果に基づく地下水位が異なっていることが確認された場合、受発注者間で立会確認し、協議した上で設計変更は可能である。

○ 事例3 【共通】

内 容	敷鉄板の計上について
事 例	敷鉄板は現地地盤が不安定であったり、建設機械等の走行に支障がある場合に使用されるが、設計変更することは可能か。 また、具体的に計上できる判断基準は。
判 断	敷鉄板については、トラフィカビリティーを確保できない等、施工性や安全性を確保できない理由がある場合には設計変更は可能である。 なお、受注者は敷鉄板及びその枚数が必要となる根拠資料を提示の上、発注者と協議を行う必要がある。 建設機械の走行確保については、建設機械の走行に必要なコーン指数、建設機械の接地圧等を参考とする。

○ 事例4 【機械工事】

内 容	車両基地の車両塗装場設置作業における床養生について
事 例	搬入経路における構内路盤と建物床との段差を解消するため、盛土による斜路を追加する設計変更を行うことは可能か。
判 断	搬入、仮設は任意の方法によるが、この場合は標準的な搬入作業に含まれない仮設工（構築・撤去）として受発注者間協議の上、設計変更することは可能である。

○ 事例5 【機械・建築工事】

内 容	クレーンの仕様の変更について
事 例	施工条件の変化により、クレーンの仕様等とともに、取付・解体用の補助クレーンにも変更が必要となる場合、取付・解体用の補助クレーンについても設計変更の対象となるか。
判 断	<p>施工方法は任意であるため、クレーン本体及び取付・解体用の補助クレーンについては原則として設計変更の対象とならない。</p> <p>ただし、発注者の想定する施工方法が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間協議の上、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合もある。（工事請負契約書第18条第4第3号同条第5項）その場合は、クレーン及びこれと連携して使用する取付・解体用の補助クレーンとは一体で機能するものであることから、クレーン本体の仕様等が変更となる場合には、取付・解体用の補助クレーンも含めて請負代金額の変更を行うこととなる。</p>

(3) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

○ 事例1 【共通】

内 容	応札前に質問されていない事項について
事 例	契約後、応札前に質問がない事項に疑義が生じた場合、設計変更することは可能か。
判 断	<p>入札参加者は設計図書（示方書、図面、内容説明書等）について、現地調査等により判明した疑義については、入札前に質問し、確認しておく必要がある。しかし、契約後において、応札前に質問がない事項に疑義が生じた場合は、受発注者間協議の上、設計変更は可能である。</p>

○ 事例2 【土木工事】

内 容	濁水処理した脱水ケーキの処理費について
事 例	工種の設定及び内容説明書の記載がされていなかったが、設計変更は可能か。
判 断	<p>設計図書の記載漏れがあれば受発注者間協議の上、設計変更することは可能である。なお、発注者は工種の設定及び内容説明書で処理条件等を明確にする必要があるとともに、受注者は設計図書に疑義がある場合は入札前に確認しておく必要がある。</p>

設計変更とならない事例

3. 設計変更が不可能なケース

(1) 発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工した場合

○ 事例1 【土木工事】

内 容	施工機械の変更について
事 例	急峻な地形的制約から、当初設計の大型機械の搬入路を設置せずに小型機械による施工を行ったが、設計変更することは可能か。
判 断	施工に先立ち協議が行われておらず、受注者の判断で小型機械を使用したものであることから、使用機種変更の設計変更は不可能である。 現場条件等により、施工方法が変わる場合は、その都度協議を行っておく必要がある。

○ 事例2 【電気工事】

内 容	資機材の仕様変更や施工方法の変更について
事 例	電気容量等を協議が行われず査定を行い、変圧器やケーブルのサイズアップを受注者の判断で行い施工を行った場合、設計変更は可能か。 また、施工方法の変更を、発注者と協議しないで独断で決定し施工した場合、設計変更は可能か。
判 断	資機材の発注や施工に先立ち協議が行われておらず、受注者の判断で変更したものであることから、設計変更不可能である。 また、現場条件等により、施工方法が変わる場合は、その都度協議を行っておく必要がある。ただし、受注者の判断（技術提案を採用されたものを含む）によるものは、設計変更の対象にならない。

(3) 承諾で施工した場合

○ 事例1 【土木工事】

内 容	施工性（ワーカビリティ）を考慮したコンクリート規格の変更
事 例	発注者は、施工箇所の条件からポンプ車打設を計画した。受注者は、調達したポンプ車による打設の施工性（ワーカビリティ）を考慮して、生コンの規格変更の承諾を申し出た。 発注者は、生コンの規格変更の問題ないと判断し、生コン規格の変更を承諾した場合、設計変更は可能か。
判 断	受注者が調達したポンプ車の施工性（ワーカビリティ）を考慮した生コン規格の変更の申し出であった。打設方法及び機械選定は受注者の任意である。当初の打設方法及び生コン規格での施工が可能であることから、生コン規格変更の設計変更は不可能である。

○ 事例2 【電気工事】

内 容	施工性（ワーカビリティ）を考慮したトラフの仕様変更
事 例	発注者は、施工箇所の条件からケーブルルートにコンクリート軽量トラフを計画した。 受注者は運搬の施工性（ワーカビリティ）を考慮して、樹脂製トラフへの変更を申し出た。 発注者は、トラフの仕様変更の問題ないと判断し、トラフの仕様変更を承諾した場合、設計変更は可能か。
判 断	受注者が、ケーブルトラフ運搬の施工性（ワーカビリティ）を考慮した変更の申し出であった。樹脂製トラフの選定は受注者の任意である。当初のコンクリート軽量トラフでの施工が可能であることから、受注者の都合による樹脂製トラフへの変更の設計変更は不可能である。なお、事前協議により受発注者間での共通の認識としておく必要がある。

○ 事例3 【機械工事】

内 容	車両基地 在姿車輪旋盤のレールレベル修正について
事 例	基準高さ設定の事前確認の不足により、装置レールと床板レールに10mm程度のレベル差が確認され、再度の修正作業が必要となったが、修正作業を追加する設計変更処理は可能か。
判 断	受注者は作業するに当たり、関係図書や現地確認で疑義がある場合は事前に発注者に申し出る義務がある。誤差要因が受注者の責にある場合は、設計変更不可能である。

その他

○ 事例1 【土木工事】

内 容	交通誘導員の実績払いについて
事 例	交通誘導員について、内容説明書で配置場所、配置期間及び延べ人数が明示されているが、工事の進捗状況から大幅な増員となった。実績に基づく設計変更は可能か。
判 断	発注者は関係機関等との協議及び工事の標準工程から交通誘導員の人数を設定しており、ただ単に施工実績により増員になったとの理由での設計変更は不可能である。 ただし、道路管理者との協議及び工事内容の変更から、受注者の責めによらず、当初想定した前提条件の変更が余儀なくされたケースにおいては、受発注者間協議の上、設計変更することは可能である。 なお、発注者は、交通誘導員の配置図（パターン図）及び配置目的、配置人数、配置期間など想定している前提条件を設計図書により明確にすることが必要である。

○ 事例2 【土木工事】

内 容	トンネル掘削のさぐり削孔について
事 例	トンネル掘削における切羽前方の地質や湧水の情報を把握するために、受注者は施工管理の一環として「さぐり削孔」を行っているが、「さぐり削孔」を設計変更することは可能か。
判 断	受注者が施工管理の一環として、任意で行う「さぐり削孔」については、設計変更の対象とならない。 なお、切羽前方の地質や湧水の情報を得るため、受発注者間協議の上、必要な場合は、必要な区間における「さぐり削孔」について、設計変更は可能である。

○ 事例3 【土木工事】

内 容	地質調査結果に基づく掘削機械の変更について
事 例	仮設栈橋の杭施工について、設計はダウンザホールハンマー工法としていたが、地質調査の結果、杭長の変更は設計変更をしたが、工法の変更は行わなかった。工法の変更を設計変更することは可能か。
判 断	地質条件に基づきダウンザホールハンマー工法を選定しており、実際の地質条件でも同工法での施工も可能である場合は、工法変更については任意仮設のため設計変更は不可能である。 ただし、当初想定地盤と相違があり掘削困難となった場合は、実際の地盤に対応した工法への変更は可能である。

○ 事例4 【土木工事】

内 容	工事用水の取水方法について
事 例	トンネル工事用水を河川から取水することで河川管理者と協議したが、協議に時間がかかることが想定されたため、受注者は井戸を設置して取水することにした。設計変更することは可能か。
判 断	仮設、施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定める事項（工事請負契約書）であり、発注者がその手段を明示するものではない。 ただし、現地の状況等によっては受発注者間協議により設計変更の可能性はあることから、受注者は根拠となる資料を提出し、発注者と事前に協議されたい。

○ 事例5 【土木工事】

内 容	道路用地の占有に伴う占用料について
事 例	道路用地の占用料について、周辺民地における借地料の数倍であり、かつ長期間の占有であるため、占用料を追加する設計変更することは可能か。
判 断	道路占用料については一般管理費率のうち、租税公課に含まれているため、設計変更は不可能である。

○ 事例6 【土木工事】

内 容	スラブ敷設用拡大軌道の支障箇所の対策について
事 例	スラブ敷設用拡大軌道がトンネル出入口部のダクトと支障したため、拡大軌道の嵩上げ、ダクトの一次撤去及びスラブ敷設後の復旧を要したが、設計変更により計上は可能か。
判 断	スラブ敷設工は、拡大軌道の支障箇所の対策を含んでおり、別途、対策に要した費用を計上する設計変更は不可能である。なお、事前に設計図書への条件明示、受発注者間協議の上、共通の認識としておくことが重要である。

○ 事例7 【土木工事】

内 容	スラブ敷設車の段取り替えの実績払いについて
事 例	スラブ敷設時に発生する敷設車の段取り替えについて、従来と比べ回数が増えていることから、実績に基づく設計変更は可能か。
判 断	発注者は、事前に条件明示した標準工程及び車両基地の位置から段取り替えの数量を設定しており、ただ単に施工実績により回数が増えたとの理由での設計変更は不可能である。

○ 事例8 【土木工事】

内 容	追加工事の落札率について
事 例	当初発注にて橋りょう付属物工が工種（レベル2）による契約となっていたが、新たに流末協議が確定したため、当初発注に含まれていない区間の排水構造物を追加せざるを得なくなった。種別（レベル3）の追加であるが、落札率対象外として設計変更することは可能か。
判 断	機構通知文である『設計変更時における新単価設定等の取扱い方について（一部改正）』では工種（レベル2）が新規で作成されなければ、落札率の対象となることから、対象外とする設計変更は不可能である。

○ 事例 9 【機械・建築工事】

内 容	材料規格等の変更について
事 例	工事契約後、使用材料の入手に想定以上の時間がかかることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となるか。
判 断	受注者は、使用材料の入手にかかる時間について工事契約前に想定し、工事を受注したと考えられる。よって、工事請負契約書第 18 条第 1 項の条件変更等には該当しないので、原則として設計変更の対象とならない。 ただし、発注者の使用材料の選定に明らかに責がある場合及び発注段階では想定されない事象により材料等を変更せざるを得ない場合は、設計変更の対象となる場合もある。（工事請負契約書第 18 条第 4 項第 1 号、第 3 号）

○ 事例 10 【機械工事】

内 容	あと施工アンカーの施工に関する試験費について
事 例	あと施工アンカー施工後の品質確認方法として、非破壊引張試験の方法がある。追加仕様書等で種別、対象及び試験方法が明示されているが、工事の進捗状況により想定より大幅な試験作業員が増員となったことから、設計変更は可能か。
判 断	発注者は対象や標準工程から試験を設定しており、ただ単に施工実績により増員になった理由での設計変更は不可能である。 ただし、当初提示した条件と現地の施工条件が一致しない場合は、受発注者間協議の上、設計変更することは可能である。

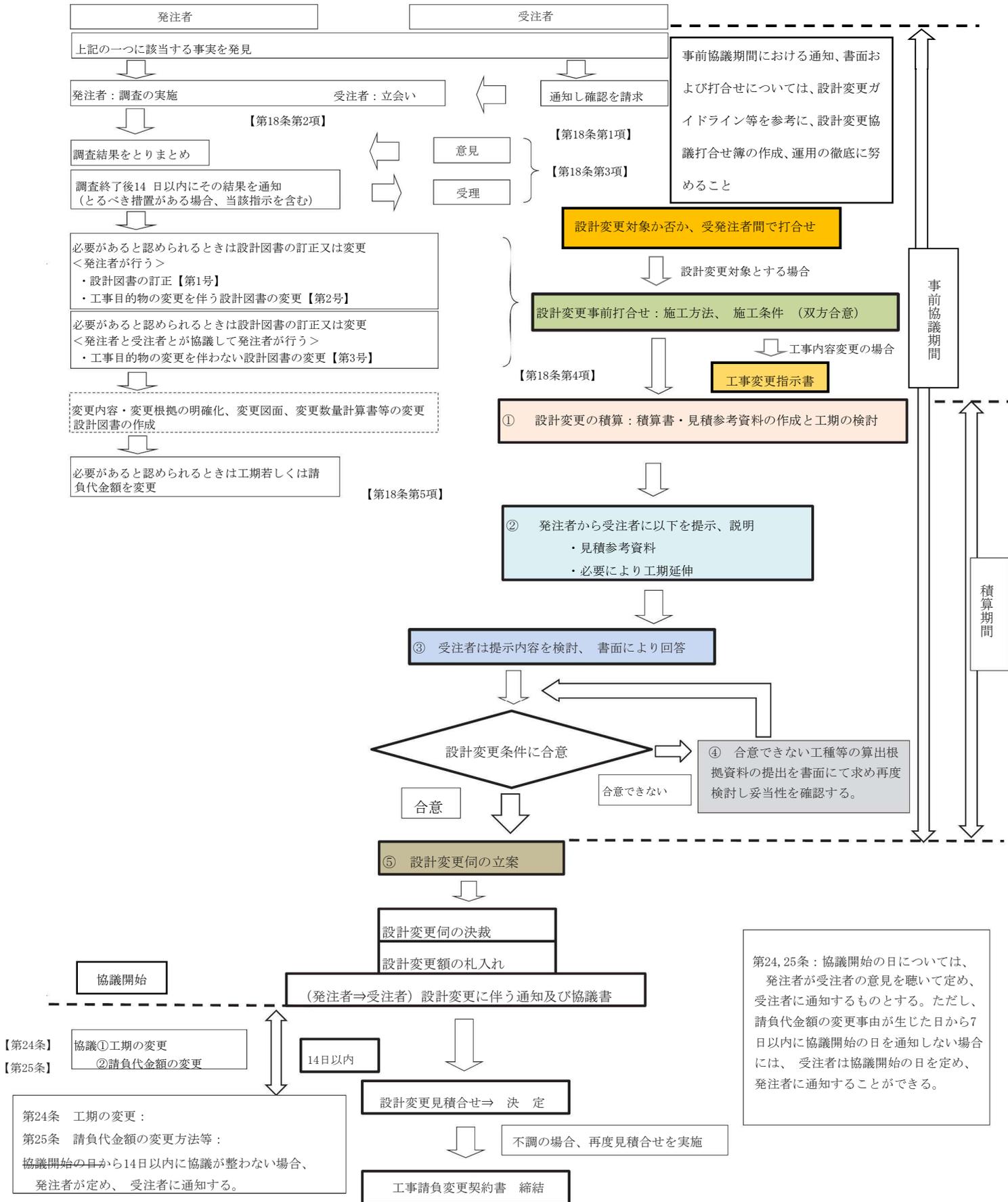
○ 事例 11 【電気工事】

内 容	作業員確保による電工供給地の変更について
事 例	電気関係工事における工事内容の分類で一般工事とされ、電工供給地は作業地としているが、工事の進捗に伴い作業員の確保が難しく電工供給地を作業地以外とした場合、設計変更は可能か。
判 断	応札者用へ積算条件等が提示された段階で、電工供給地や歩掛単価は確認でき、疑義があれば入札前に質問し確認しておく必要がある。ただ単に実績により作業員確保が困難で、電工供給地が作業地以外からとなったとの理由での設計変更は不可能である。しかし、国全体が未曾有の事態で作業員の確保が難しい場合は、受発注者間協議をする。 なお、発注者が作業地以外の電工供給地を想定した工事であって、受注者が作業地で作業員を確保し工事を行う場合についても、設計変更の対象としない。

○設計変更手続の基本フロー及び協議の流れ

(条件変更等) 【工事請負契約書第18条第1項 (令和2年3月31日以前に契約を締結したものは第19条に読み替える)】

- (1) 図面、示方書又は仕様書、内容説明書及び内容説明に対する質問回答書が一致しないこと
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと



○設計変更時の受発注者間の事前協議

【協議の流れ】

- ① 受注者と合意した施工条件・施工方法等をもとに、まず機構が積算し「積算書」と「見積参考資料（案）」を作成する。
- ② ①の「見積参考資料（案）」及び必要に応じ工期延伸日数等を受注者に提示し説明する（書面による）。
- ③ 受注者は②の提示内容を検討し、「合意できるか」機構に回答する（書面による）。
- ④ 受注者が合意できない場合、受注者から合意できない工種等の算出根拠資料（歩掛、数量等）の提出を求め（書面による）、その妥当性について再度打合せ・検討し双方で合意を目指す。
※その際、「①の積算書の金額」については触れないこと。
※③、④において、受注者から「金額入り見積内訳書」を必要により求めてもよい。「受注者の見積内訳書」と「機構の積算書」を比較し相違する部分について、その妥当性を検討し、妥当性が確認できれば受注者の見積部分を採用してよい（必要な資料は提出させる）。
- ⑤ ④の合意を得て、正式の設計変更手続きに入る。

※書面：設計変更ガイドライン及び本事務連絡を参考に、設計変更協議打合せ簿を作成し、その運用の徹底に努めること。

○受発注者間の事前協議を実施する場合の注意点

- 1) 機構が算出した積算書の直接工事費・予定価格等は、提示不可
- 2) 積算書内訳書の歩掛、数量等は、協議対象項目
- 3) 機構の要領にない「歩掛」について
 - ・「①協会要領」、「②専門業者等から徴取した見積書」から査定する場合がある。
なお、受注者には積算で採用している歩掛について「見積参考資料」として積極的に提示することも検討すること。
 - ・ただし、見積書については提示しないこと。
- 4) 機構の開示項目は以下のとおり（土木工事の場合）
 - (1) 労務単価
 - ・労務単価は、国交省が公表している単価を適用
 - (2) 材料単価 （全国共通資材、一般資材）
 - ・材料単価は、一般に市販されている資料（建設物価、積算資料等）を基本。
 - ・これらに掲載されていない材料及び掲載されているが大量に使う材料については機構にて特別調査を実施した単価を外部ホームページにて公開。
 - ・見積りを徴取し決定した単価は「機構が積算で使用している単価」として受注者に提示可。
 - (3) 機械損料
 - ・機械損料は、市販されている資料に基づき積算しているため、特に公開はしていない。
 - ・市販資料にない特殊なものについては積算要領にて公開している。
 - (4) 積算標準・積算要領 （市販）
 - (5) ローカル要領(本社制定以外の積算要領) （支社・局技術管理課で閲覧可能）
 - (6) 機構独自で定めている労務単価 （支社・局技術管理課で閲覧可能）
 - (7) 工事一時中止に係るガイドライン （外部ホームページにて公開）
 - (8) 設計変更ガイドライン （外部ホームページにて公開）
 - (9) 土木関係工事数量算出要領 （市販）

上記以外で、受注者に貸与している情報は以下のとおり

- (1) （山岳トンネル）濁水処理設備設計・積算マニュアル

- (2) (山岳トンネル) 工事用電気供給対策設計・積算マニュアル (案)
- (3) トンネル覆工非破壊検査積算要領 (暫定案)
- (4) トンネル覆工表面撮影積算要領 (暫定案)
- (5) トンネル補助工法積算マニュアル (暫定) 新幹線トンネルN A T M
- (6) 先進調査ボーリング積算マニュアル (暫定案)
- (7) 新幹線トンネルためます積算の手引き (案)

○設計変更協議打合せ簿 記載例

※ 設計変更協議は、情報共有システムによる協議を行うことが可能である。

設計変更協議打合せ簿 記載例-1

設計変更協議打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	打合場所
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 (設計変更に係る協議回数を記載)			
工事名	○ ○ 工事			
出席者	発注者			
	受注者			
(内容)	記載例:設計変更協議の場合			
<p>基本的に記載すべき項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 請負契約書の「条件変更等」に該当する場合は、確認請求。 ・ 受注者は工事請負契約書18条第1項各号に該当する事実等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により発注者に提出し、確認を求める。 2. 協議内容:○○に係る設計変更について(変更概要) 3. 合意した内容 4. 今後、調整を要する事項 5. 今後の予定 				
添付図 葉、その他添付図書				
処理 ・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:		
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日:		

所長 ※	副所長 ※	担当副所長 ※	担当者 ※

現場代理人	監理(主任)技術者	担当者

※所属部署により適宜変更すること。

設計変更協議打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日		打合場所	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 (設計変更に係る協議回数を記載)				
工事名	○ ○ 工事				
出席者	発注者	建設所: △△副所長、○○主任			
	受注者	現場代理人 ○○、監理技術者○○、担当者○○			
<p>(内容)</p> <p>○○工事に関して、別添資料のとおり第18条第1項に該当する事実等を発見したため、確認を請求する。</p> <p>※以下は記載例(工事請負契約設計変更ガイドラインの「具体的な事例」より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図面と仕様書で鋼材等の材料又は機器の規格が一致しない(第1号) ・設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない(第2号) ・条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない(第2号) ・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確(第3号) ・設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない(第4号) ・工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった(第5号) <p>など。</p> <p>....</p> <p>....</p> <p>....</p> <p style="text-align: center;">添付図 葉、その他添付図書</p>					
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 [<ul style="list-style-type: none"> ・○/○に調査を実施する。 ・○/○までに調査結果について回答する。 など]			
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [
		年月日:			
		年月日:			

所長 ※	副所長 ※	担当副所長 ※	担当者 ※

現場代理人	監理(主任)技術者	担当者

※所属部署により適宜変更すること。

設計変更協議打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日		打合場所	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 (第○回設計変更協議-3)				
工事名	○ ○ 工事				
出席者	発注者	工事第○課:▲▲ 建設所:△△副所長、○○主任			
	受注者	現場代理人 ○○、監理技術者○○、担当者○○			
<p>(内容)</p> <p>機構から提示した見積参考資料に基づく積算条件の検討結果について受注者から回答を受けた。</p> <p>1 受注者から機構が提示した積算条件について別紙により回答があった。</p> <p>2 1の結果、以下の積算条件について双方合意した。 ・ ・ ・</p> <p>3 以下の項目については、双方再度検討することとした。 ・ ・ ・</p> <p>4 3における調整項目については*日に再度調整することとした。</p> <p style="margin-top: 20px;">添付図 :○ 葉、その他添付図書 :受注者からの回答書、検討資料</p>					
処理	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input checked="" type="checkbox"/> 受理 します。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/>その他 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">年月日:</div>			
	回答	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/>その他 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">年月日:</div>		

※ 所 長	※ 副所長	※ 担 当 副所長	※ 担当者

現 場 代理人	監 理 (主 任) 技術者	担当者

※所属部署により適宜変更すること。

設計変更協議打合せ簿

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日		打合場所	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 (第○回設計変更協議-5)				
工事名	○ ○ 工事				
出席者	発注者	工事第○課:▲▲ 建設所:△△副所長、○○主任			
	受注者	現場代理人 ○○、監理技術者○○、担当者○○			
<p>(内容)</p> <p>○月○日の設計変更協議打合せ簿に基づき協議した。</p> <p>1 機構から再度、検討した積算条件について説明を行った。 受注者から再度、積算条件について検討内容の報告があった。</p> <p>2 1の結果、積算条件のうち以下の点について双方合意した。 ・ ・ ・ ・</p> <p>3 2の結果、積算条件に双方合意したことから、設計変更の事務処理に行うこととした。</p> <p style="margin-top: 20px;">添付図 :○ 葉、その他添付図書 :検討資料</p>					
処理 ・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; width: 60%;"> <input type="checkbox"/>その他 </div> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年月日:</p>			
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input checked="" type="checkbox"/> 受理 します。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px; width: 60%;"> <input type="checkbox"/>その他 </div> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年月日:</p>			

所長 ※	副所長 ※	担当副所長 ※	担当者 ※

現場代理人	監理(主任)技術者	担当者

※所属部署により適宜変更すること。